

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/site/amakusa-1219>
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



近隣諸国における口蹄疫、鳥インフルエンザの発生について

近隣諸国で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが続発しています。まず口蹄疫について、台湾では10月3日に引き続き11月23日にも豚で発生しています。中国でも11月19日に遼寧省大連市において豚で発生が見られ、この地域は少なくとも1996年以降発生が確認されておらず、また日本への稲ワラを輸出している消毒施設が集中している地域でもあります。

高病原性鳥インフルエンザについては、ネパール、バングラデシュ、台湾で依然として発生しています。

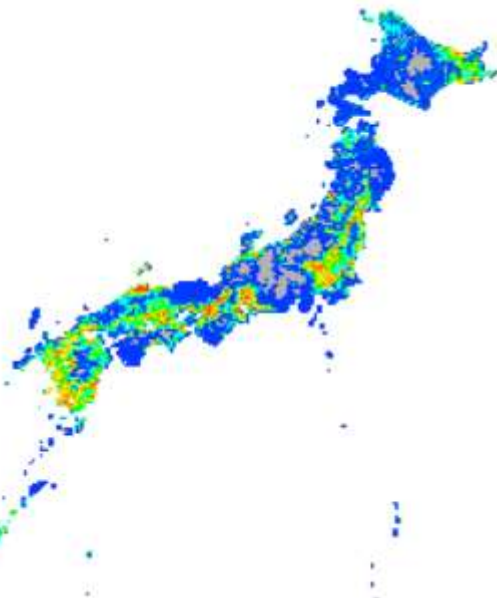
畜産関係の方は、普段から防疫対策を実施していることと思いますが、今一度、長靴や車両の消毒、毎日の健康観察、記録の作成、鶏の場合は防鳥ネットの点検など農場の飼養衛生管理をチェックしましょう。

また、万一発生を疑う症状を発見した際は、遅滞なく通報していただくよう、よろしくお願い致します。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	11月19日	豚	O型
	台湾	11月23日	豚	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	10月 6日	家きん	H5亜型
	バングラデシュ	10月23日	家きん	H5N1亜型
	台湾	11月17日	家きん	H5N2亜型
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾	11月12日	家きん	H5N2亜型

鳥インフルエンザ侵入リスクマップについて



森口ら(2012) Diversity and Distributions を改変

このマップは国立環境研究所により発表されたものです。あくまでも渡り鳥を含む野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出される可能性を示したものですが、リスク指数が高い（赤い）地域ほど侵入の危険性が高いと言えます。渡り鳥の飛来の多い西日本、特に九州地方は鳥インフルエンザの侵入リスクが高いとされており、天草地域も例外ではありません。防疫対策の徹底をよろしくお願いします。

平成24年度 熊本県畜産関係業績発表会 が開催されました

11月30日（金）、合志市にある熊本県農業研究センターにて、平成24年度熊本県畜産関係業績発表会が開催されました。県内5ヶ所の家保（城北、阿蘇、中央、城南、天草）から全9題が発表されました。



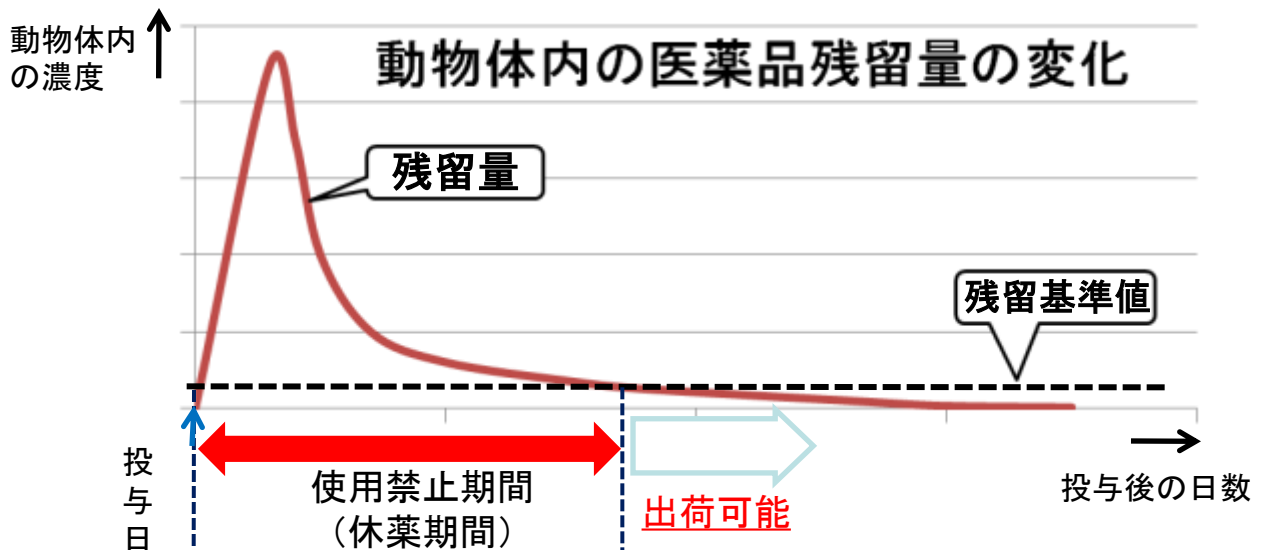
天草家保からは「地域機関との連携強化による学校飼育動物指導体制の確立」と題し、崎村参事が発表しました。家保では、園児・児童が安心して学校飼育動物とふれあえる環境を整えるため、学校飼育動物に対する衛生検査や鶏へのワクチン接種を獣医師会、教育委員会、家保で連携して実施しています。今後もみなさまと協力しながら続けていきたいと思ひます。

なお、2月6日に鹿児島で開催される九州大会には、①「家畜伝染病予防法改正に伴う防疫体制の強化(城北)」、②「地理情報システムを活用した防疫情報の蓄積と共有体制整備の取組(中央)」、③「7ヶ月齢で発生した牛白血病2症例の病理組織学的検索(中央)」の3題が選出されました。

抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り、 正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

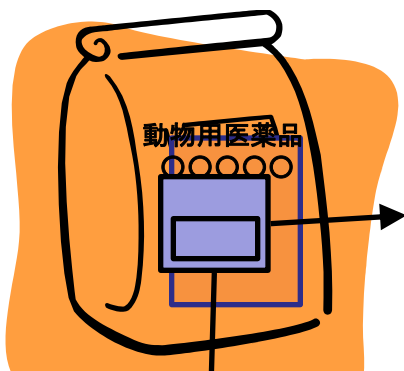


使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- ・ 出荷前の豚に抗菌剤の入った飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（2tを回収）。
- ・ 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。
- ・ 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
- ・ 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調整飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留（3t回収）。

使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載
(裏面に記載の場合もあり)

<表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)
効能・効果
豚: 豚回虫の駆除

用法・用量

飼料1t当たり0gを均一に混合し、○日間経口投与する。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

注意:本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚 : 食用に供するためにと殺する前○日間

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

※ 未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



通
報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantine Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

